起　案　用　紙

処理期限	平成　年　月　日

決裁区分	㊙ 乙 丙 丁	保存期間	永久　10年　5年　1年
市長	副市長	起案	平成25年 5月 10日
		決裁	平成25年 5月 13日
		施行	平成25年 5月 13日
		文書番号	武市フ第　号

部長	課長	課長代理 係長	係員	起案者氏名
				古川慎治

合議部	部長	合議課	課長	課長代理・係長	係員
		企画課			

（件名）　総務省委託『地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業』に係る『武雄市地域安心・安全業務事業』業務委託についての企画提案競技の実施について（伺い）

標記の業務について、下記の通り企画提案競技を実施してよいかお伺いします。

記

1．企画提案競技を実施する業務の名称
武雄市地域安心・安全業務事業

2．企画提案競技の実施要領
別紙「武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業企画提案競技実施要領(案)」による。

《企画提案競技に関する日程》

・企画提案募集開始　決裁次第（平成25年5月13日（月）を予定）
・企画提案書提出期限　平成25年5月24日(金)　午後5時00分
・プレゼンテーション　平成25年5月27日(月)（予定）

（意見）　告示第68号

武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業
企画提案 実施要領

1. 目的

「地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業」として武雄市が総務省から受託している「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業」について、効率的で効果の高い事業が実施できるように価格と質を総合的に評価する。

2. 企画提案協議の内容

1) 委託業務名

サイト基盤構築・コンテンツ開発及び地域コンテンツ開発業務

2) 業務の内容等

「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業委託仕様書」による

3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

4) 担当部局（企画提案競技事務局）

武雄市 つながる部 フェイスブック・シティ課 情報係 係長　古川　慎治
〒843-8639　佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1
TEL：0954-23-9121（フェイスブック・シティ課直通）／FAX：0954-23-3816（代表）
E-mail：s-furukawa@city.takeo.lg.jp

3. 企画提案協議の参加資格

事業の趣旨と内容を十分理解し、モデル事業の受託者として、仕様及び提案内容の確実な実施、及び当該事業の普及促進に協力することが可能な業者を対象とする。

4. 企画提案競技の参加について

1) 参加希望書の提出

企画提案競技に参加を希望する場合は、武雄市事務局と事前協議を行ったうえで、「参加希望書」（別紙様式1）に以下の必要書類を添えて5月24日（金）午後5時（必着）までに提出すること。

- 会社概要及び業績のわかる資料（株主向けの公開資料等）
- 公共機関等からの類似事業の受託実績一覧（公共機関名等、受託内容、期間を明記のこと）

2) 事前協議について

参加を希望する場合は、5月17日(金)17時までに事前協議の希望日時を武雄市事務局までメールで連絡すること。(事前協議を行わない場合は競技に参加できません)

なお、この際に、「武雄市地域安心・安全情報提供業務委託仕様書」の「6 受託者に求める要件」を満たしていることを証明できるものをメールに添付すること。

また、本事業及び仕様書等への一切の質問は事前協議にて受け付けることとする。
ただし、「6　受託者に求める要件」に関する事項はこの限りではない。

5. 企画提案書の提出

1) 提出物及び部数

① 企画提案申請書（別紙様式2）1部

② 企画提案書（A4版）8部（併せてPDF形式でのデータも提出すること）

※様式任意。提案書には以下の内容を含むこと。

- 仕様書に基づく企画提案
- モデル事業としての先進提案
- 事業の実施体制
- プロジェクト管理方法、体制
- コスト積算内訳（イニシャルコストと平成26年3月末までのランニングコスト）
- 事業実施のスケジュール（平成26年3月末まで）
- 事業期間終了後（平成26年4月以降）の事業継続に関する提案
- 仕様書に含まれない内容のオプション提案（コスト発生の有無も明記のこと）

2) 提出期限

平成25年5月24日（金）　17時必着

3) 提出場所

武雄市役所 つながる部 フェイスブック・シティ課
〒843-8639　佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1

6. プレゼンテーション（ヒアリング）実施

1) 日時

平成25 年5月27日（月）午後13時から（予定）
※応募者多数の場合、開始時間を変更する場合がある。

2) 場所

武雄市役所

3) 内容

① 提案内容に関して15分以内で説明を受けた後、選定委員による質疑応答を約15分程度実施する

② ヒアリングの順番は、企画提案書の提出順（受付順）とする。なおヒアリング開始予定時刻と集合時刻は別途通知する

③ 説明にあたっては、必要な機材は提案者で準備すること

7. 発注業者の選定方法

① 別に設置する選定委員会において選定するものとし、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする

② 契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う

8. 本業務に関する留意点

① 本委託業務において作成された報告書等の成果物の著作権は武雄市に帰属する

② 企画提案書の作成、提出等にかかる費用は、提案者の負担とする

③ 提出された企画提案書は返却しない。また、提出された企画提案書は提案者に無断で使用せず、非公開とするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する

〔様式1〕

平成　　年　月　　日

武雄市長
　樋　渡　啓　祐　様

提出事業者名

代表者名　　印

企画提案競技への参加について

総務省委託事業「武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業」に関する「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業」受託業者選定に係るプロポーザル方式に基づく企画提案競技に下記の通り参加を希望します。

記

1　提案業務
　武雄市地域安心・安全情報提供業務事業

2　提出書類
　① 会社概要（1部）
　② 公共機関からの受託実績一覧（公共機関名、受託内容、期間を明記）（1部）

提案者所在地：	
担当者氏名：	担当部署：
電話：	FAX：
連絡先 E-mail：	

〔様式2〕

平成　　年　　月　　日

武雄市長
　樋　渡　啓　祐　　様

提出業者名

代表者名　　印

企画提案書の提出について

総務省委託事業「武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業」に関する「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業」受託業者選定に係るプロポーザル方式に基づく企画提案競技における企画提案書等を、下記のとおり提出します。

記

1　企画提案書　　8部

所在地：	
担当者氏名：	担当部署：
電話：	FAX：
連絡先 E-mail：	

武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業
企画提案

武雄市地域安心・安全情報提供業務事業
委託仕様書

平成25年5月

武雄市役所　つながる部
フェイスブック・シティ課

1　概説

本仕様書は、総務省から「地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業（以下、本モデル）」の一環として委託された「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業（以下、本事業）」の仕様を規定するものである。なお、本モデルの概要は以下のURLを参照のこと。
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000009.html

2　実施内容

2.1　背景及び目的

本モデルは、官民が一体となった行政サービスの提供が求められる分野において、ICTによるメリットを幅広く活用できる基盤整備を行い、国民サービスの効率化と利便性向上、官民を通じた業務の効率などの効果を生み出し、自治体・事業者・住民のそれぞれがWin－Winの関係を築くことが目的である。

武雄市においては、地図を活用した安心・安全情報提供業務を行う一連のシステム（以下、本システム）の構築により、平常時ならびに災害ともに活用できる、自治体のみならず民間企業や住民の連携を実現する地域クラウドサービスを提供することとする。

平常時は、地域住民、地域団体や民間企業をはじめとする各事業者等との安心・安全情報の共有の仕組みとして、また、災害時は、要援護者管理だけでなく災害対策本部の統合情報管理業務をプラスして提供することで、安心・安全な、高齢化に負けない元気で明るい地域経営支援を実現する。

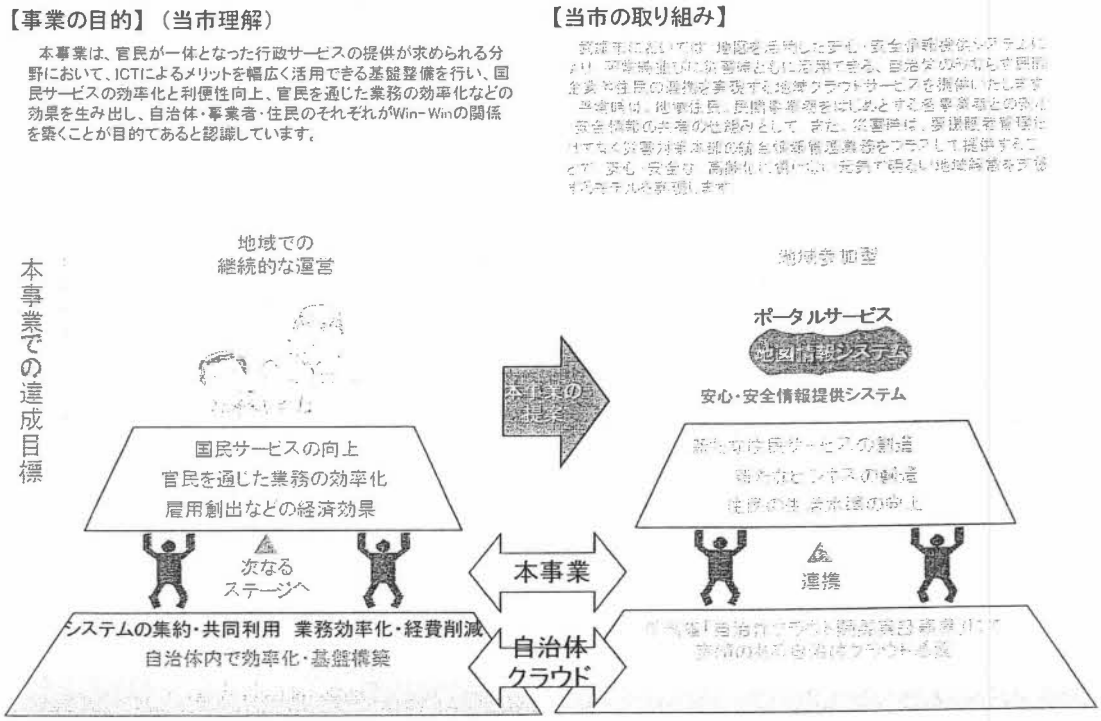

2.2　事業の全体像

本事業では、自治体の基礎的業務分野の一つである「安心・安全業務」について、多くの自治体で実施している災害発生時だけでなく、平常時においても、空き家などの危険箇所情報、交通事故情報、交通の運行状況などを、自治体だけでなく、消防署や警察などの関係機関や社会福祉協議会などの関係団体、交通事業者や新聞社などの民間事業者、さらには市民からも幅広く収集していくように本システムを作成すると共に、各課の保有情報や内部活

用情報に加え、事業者、市民からの提供データなどをセキュアに、検索がしやすいようなタグ付けをした状況で格納するプラットフォーム(当市ではこれを「オープンガバメントプラットフォーム」と呼ぶ)から、それぞれの閲覧権限にあわせて閲覧可能な地域ポータルサイト（当市ではこれを「安心・安全情報提供システム」と呼ぶ）を作成する。

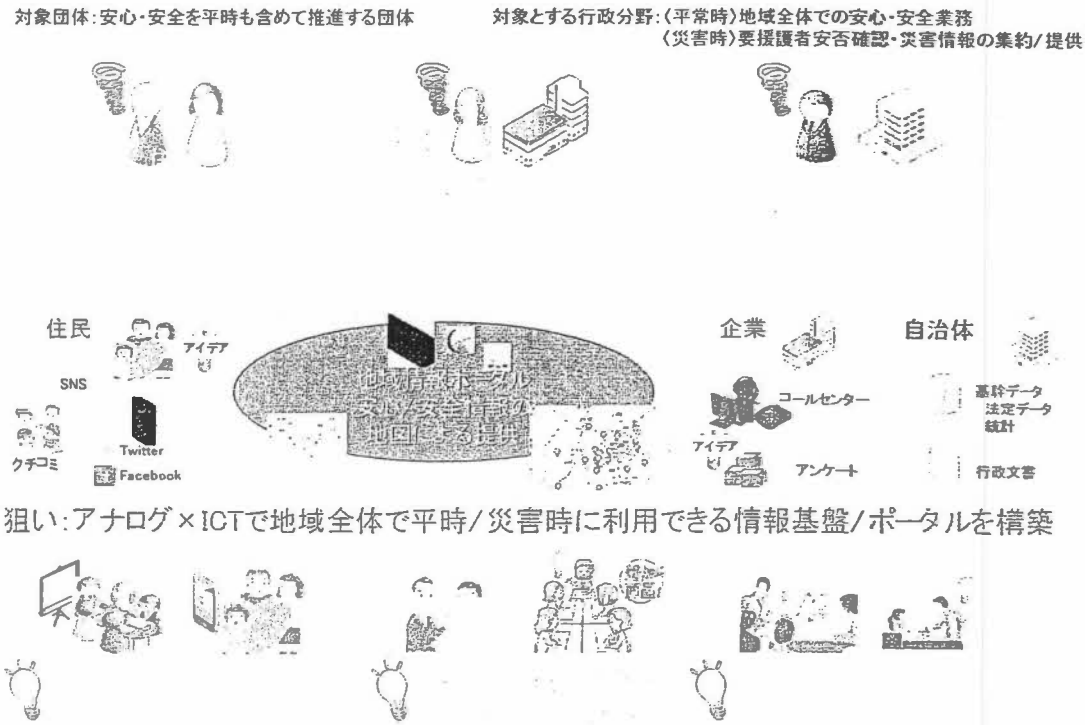

2.3　システム全体像

本システムはクラウドを適材適所に採用する事により実現することを目指すこととし、おおむね以下のシステム全体概念図に示すように構築することとする。

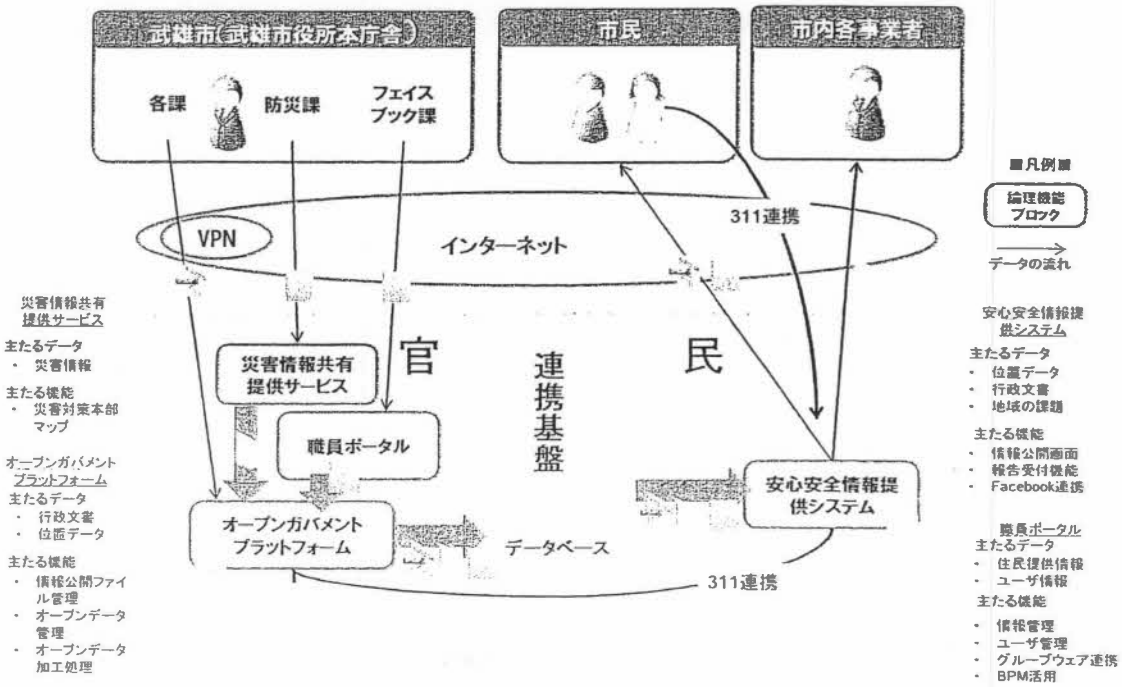

作成を予定しているコンポーネント構成を表現するサブシステム関連図は以下のようになる。

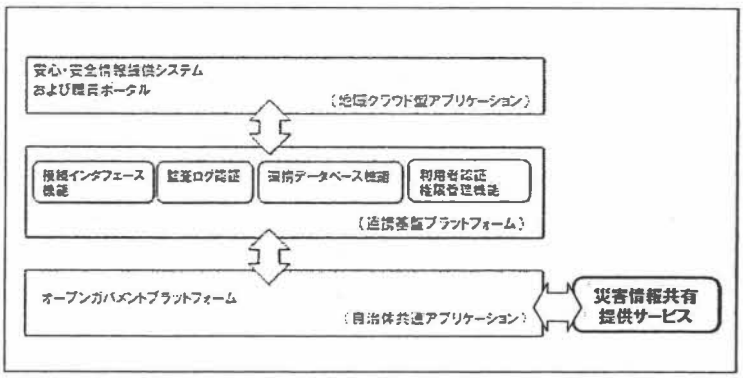

1. 各課の保有情報や内部活用情報に加え、事業者、市民からの提供データなどをセキュアに、検索がしやすいようなタグ付けをした状況（RDF）を元データと共に格納する基盤である「オープンガバメントプラットフォーム」。PDF等により与えられた元情報を整理・加工してRDFに変換する機能を含む。
2. 収集した情報をWEB地図情報上に展開して一般公開する「安心・安全情報提供システム」。自治体が保有している情報は、何らかの位置情報に紐付いていることが多いことと、それを地図に展開することで、容易に自宅や事業所、学校などの周囲でどんなことが起きているかをわかるようにするためである。
3. 自治体職員向けに、一般公開向け機能を包含した上で、情報のメンテナンスを行ったり、関連する業務を行うためのBPM機能を提供したりする「職員ポータルシステム」。

・ 本システム全体はプライベートクラウドとパブリッククラウドを適宜併用しての構築として、情報セキュリティを満足させた上で、次年度以降にも掛かる運用コストについても十分留意すること。
・ また、当市がかねてより取り組んでいた、住民との実名による双方向コミュニケーションを実現したソーシャルメディア（具体的にはFacebook）との連携、および職員同士のコミュニケーションと情報共有をWEBブラウザベースにて実現したグループウェア（具体的にはGoogle Apps）との連携、それぞれを実現することが望ましい。
・ 本システムは、他市プロジェクトにて構築される「連携基盤プラットフォーム」を通じて利用者の認証やデータの流通を行うことが求められる。ただし本日時点ではこの基盤の仕様等が策定前であるため、本システムの設計および開発過程で基盤提供者と仕様確認等の作業を行うこと。（情報基盤プラットフォームの内容については 次節 2.4 を参照）。

2.4 連携基盤プラットフォーム

連携基盤プラットフォーム(*)は、民間事業者等や行政が保有する情報を安全に連携・共有するためのプラットフォームで、本モデルで総務省が委託する全事業実施団体(*)によって開発および提供される。

実証実験で提供する安心・安全情報提供システムおよび職員ポータルシステムとオープンガバメントプラットフォームは、連携基盤プラットフォームとの連携に必要な機能を持ち、連携基盤プラットフォームの機能を利用して連携すること。

全事業実施団体が提供する連携基盤プラットフォームと連携させるための所要の設定及び各種セットアップ作業等の導入作業を行うこと。また、必要に応じて実証実験に必要な設備（VPN回線等）を整備すること。なお、具体的な導入方法については、全事業実施団体と最も効率的かつ有効な導入方法を検討し、調整の上決定すること。

総務省による本モデルの募集要項(*)に記載されている連携基盤プラットフォームの機能は以下の通り。

- 接続インタフェース機能
- 監査ログ機能
- 連携データベース機能
- 利用者認証・権限管理機能

*：連携基盤プラットフォームおよび全事業実施団体の詳細については、「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証団体 募集要領」(総務省自治行政局地域情報政策室 平成25年2月26日)の「2. 応募団体及び事業概要等について」を参照のこと。
総務省の募集要項に関しては次のホームページを参照のこと
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000009.html
全事業実施団体の決定については次のホームページを参照のこと。
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000012.html

2.5 ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会について

本システムについては、汎用性の高いプラットフォームとして開発することによって、他自治体にも利用可能とすることを念頭におくだけでなく、民間を中心に自治体のオープンデータを利用した新たなビジネスが、当市で創造されるなどの波及効果も狙うこととする。

具体的には千葉市、奈良市、福岡市と当市とで4月1日に設置した「ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会」にて、本件事業内容の情報共有を行い、他自治体でも利用しやすい形でのプラットフォーム開発を推進するだけでなく、この協議会で実施する「ビッグデータ・オープンデータ活用アイデアコンテスト」にも、このプラットフォームを利用したアイデアを募集することで、行政が保有する「オープンデータ」を活用して住民サービス向上や業務効率改善につなげるようなビジネスの創出を促すこととする。

このため、市内各所の関係団体と密接に意見交換をしながら業務をすすめていくことは当然として、この「ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会」と定期的に会合を行い、本事業のサービスが、他の自治体でも利用できるようにすること。また安心・安全以外の業務でも活用できるようにするための課題等を検討し、翌年度以降の更なる利活用をスムーズにできるようにしていく。これに対して、協力すること。

2.6 全体スケジュール

本事業で予定している全体スケジュールは以下のとおり。

7月までにまずは 地域情報ポータルサイト（詳細は後述参照） をプロトタイプの形でオープンさせることが求められる。これは後述の「ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会」で実施予定の「ビッグデータ・オープンデータ活用アイデアコンテスト」にて、本プラットフォームを利用したビジネスアイデアを募集するために、どのような形で当市他の行政が保有する「オープンデータ」が提供されるか、データ種類およびその方法を提示するためである。

その後、基盤であるオープンガバメントプラットフォームと正式連携した形で11月から正式サービスを開始し、関係団体、地域住民などからの情報を一元表示することで、地域全体の安心・安全がどのように担保されるかのモニタリングを開始する。

さらに災害時の有用性を実証するため、1月を目途に災害訓練を実施、本サービスの効果を探る。

最終的に3月に本実証事業の纏めを実施し、次年度以降の本格運用に備えることとする。

連携基盤プラットフォームについては、10月末を目途に提供される予定のため、連携基盤プラットフォーム提供者と仕様の調整を十分にした上で、提供後に速やかに取込み、実証を行うこと。

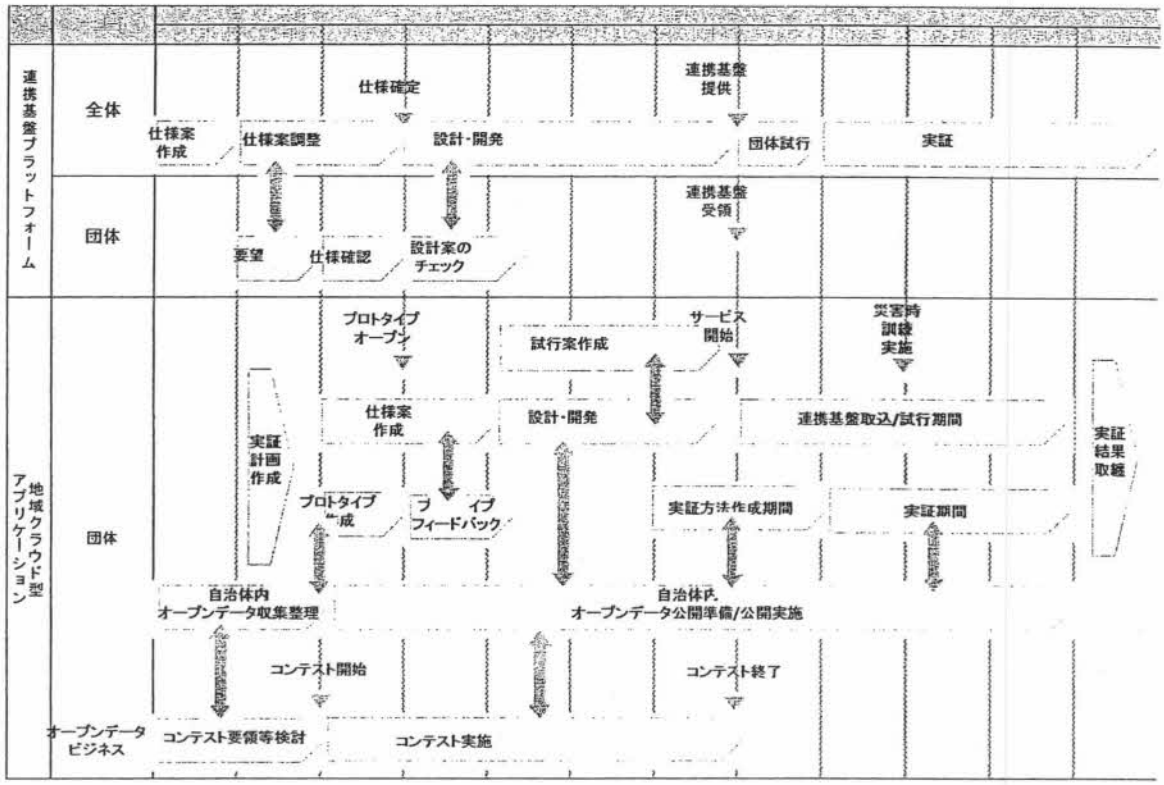

3　本システム要求機能

3.1　共通要件

本システムは、以下の共通要件を満たすものとする。クラウドの活用による安心・安全の実現を期するという事業趣旨より、全体をWEBベースのアプリケーションとして提供されるが、一部、職員向けの操作クライアント機能をWindows等OS上で動作するネイティブアプリケーションとして提供してもよい。どちらの場合も下記に示す共通要件を満たすこと。

3.1.1 アーキテクチャ要件

- アプリケーション構造
  - 地域住民、地域団体や民間企業をはじめとする各事業者等および、職員が直接操作するインターフェース（画面）を持つ機能は、Webブラウザをインタフェースとした Webアプリケーション形態とすること。
  - 職員が主に管理の目的で用いるクライアント機能は、Windows等OS上で動作するネイティブアプリケーションとして提供してもよい。
  - 自動処理を行う機能および部品として提供する機能の、起動と処理結果ステータスの照会は、WebAPIにより提供すること。
- アプリケーションセキュリティ
  - Webアプリケーションとして提供されるそれぞれにおいて、バッファオーバーフロー、パラメータ改ざん、XSS、強制的ブラウズ、SQLインジェクションに対するWebアプリケーションセキュリティ対策を講じること。
  - ネイティブアプリケーションとして提供される場合も、Webアプリケーションに求められる程度に準じてセキュリティ対策を講じること。
- アプリケーション全般要件
  - 外字および文字コード
    - 本システム内で扱う標準文字コードはUTF-8とすること。
    - ユーザが定義する外字/特殊文字を使用しないこと。

- 国際化対応
  - 考慮不要。
- システム間連携
  - サブシステム間の連携は各要件に準拠し適正な形式で行われること。
  - サブシステム間の連携において、設置箇所の異なるサーバ間の通信においては、別途提示される「連携基盤プラットフォーム」を用いること。
- データ管理およびデータベース機能
  - 採用技術については、標準化団体によって定められた公的な標準技術、またはデファクトスタンダードな技術を採用すること。
- 認証機能
  - 採用技術については、標準化団体によって定められた公的な標準技術、またはデファクトスタンダードな技術を採用すること。
- 帳票関連機能
  - 電子帳票の生成は行わない。
- メール/メッセージ
  - あらかじめ決められたイベントを契機に、Eメールを配信する機能を有すること。
  - 適切なセキュリティ対策を講じた上で、EメールにSNSのメッセージ機能を採用してもよい。
- ログ
  - 障害解析を目的としたログ(エラーログ)を生成する機能を有すること。
  - エラーログには例外の詳細情報と発行したSQL文等が出力されること。
- サービスのヘルスチェック
  - サーバ上で稼働するアプリケーションサービスには、稼働状況を確認するヘルスチェック機能を有すること。
- スケジューラ
  - 自動処理を行う機能を、何らかの条件で起動させる仕組みを有すること。

3.1.2 性能要件

- サービス通常運用時のターンアラウンドタイム
  - 直接操作するインターフェース（画面）を持つ機能と部品として提供する機能では平均5秒以内とする。
  - 自動処理を行う機能(バッチ)では内容に応じ適正な実行時間での完了とする。
  - 本目標値は、実証実験の運用状況を加味し実証実験期間中に達成すること。
- サービス縮退運転におけるターンアラウンドタイム
  - 考慮は不要である。
- サービスのタイムアウト対策として、連携する外部システムおよび本システム内の各サブシステム要件を勘案し、適正な考慮を行うこと。
- 本システムにて管理されるデータ量の当初想定値
  - 情報公開ファイルの平均サイズ：2,048kbとする。
  - ファイル数：30,000個とする。
  - オープンデータのレコード数:30,000レコード(1ファイルあたり1件の位置情報が含まれることを想定）とする。
  - 1レコードの平均サイズ：512kbとする。

3.1.3 可用性(信頼性)要件

- サーバの冗長構成
  - 自治体のWEB公開サービスとして適正と認められるレベル以上での冗長性を考慮すること。
- ディスク構成の冗長化

- 一部のディスクが故障しても残りのディスクで継続的に業務が実行可能なこと。
- サーバの災対性
  - 適切な災害対策を行うこと。
- サーバの可用性
  - 対象期間中、月次でのメンテナンスを理由としたシステム停止時間帯を設ける。それ以外の期間中の稼働率は99.5%を目標とする。
  - またメンテナンス以外の理由でも、当市担当者と協議の上、非稼働日の決定は可能。
- データのバックアップとリストア
  - データのバックアップとリストアを行えること。

3.1.4 拡張性要件

- サーバの拡張性
  - サーバ単体での拡張は、サーバ機能別にスケールアウト、またはスケールアップで対応可能な構成であること。
- ストレージの拡張性
  - サーバ単体での拡張は、サーバ機能別にスケールアウト、またはスケールアップで対応可能な構成であること。

3.1.5 セキュリティ要件

- ネットワークセキュリティ
  - 不正アクセス対策
    - セキュリティ対策を十分に施したシステムを構築すること。
    - 不正アクセス時の被害区画を最小に留めるため、システム機能目的別にネットワークセグメントを細分化すること。
    - 外部とのネットワーク通信はあらかじめ定義されたサーバかつ使用ポートのみ許可し、必要な通信ポート以外は遮断すること。
    - 不正アクセスを検知した場合、システム管理者の操作により、通信ポートの遮断が可能であること。
  - 盗聴対策
    - インターネット接続を可能とすることを踏まえ、情報通信保護に係るセキュリティ対策を図ること。
  - 通信
    - 利用者を制限するデータに係るインターネット経由のWebアクセスは、通信の暗号化を施すこと。サーバ証明書は公的CA（証明機関）で発行されたものを使用すること。
    - 本システムにアクセス可能なユーザIDに対して、セキュリティポリシーに準じたパスワードが設定可能であること。
- ウィルス対策
  - ウィルス対策ソフトウェアを導入し、コンピュータウィルスの常時監視を行うこと。
- データ保護
  - プライバシーに係る情報を取り扱う場合は、連携内容・用途に応じてプライバシー関連情報に対して加工等適切な措置を施すこと。
  - データセンタを利用する場合は、入退室がチェックされており、十分なセキュリティ対策が講じられていることを前提とすること。
  - データセンタを利用する場合は、データセンタ機器への接続は物理的セキュリティ対策により不可能であることを前提とすること。
- 脆弱性対策
  - 本システムに係るソフトウェアのバージョンアップや、セキュリティパッチのリリ

ースが行われた場合、速やかに確認・適用すること。
  - 共有リソースやデータベースへの適切なアクセス権の設定し、システムの脆弱性を排除すること。
- 認証とアプリケーション権限管理
  - Webアプリケーションを使用する市職員及び運用管理者を認証する仕組みを提供すること。
  - Webアプリケーションを使用するインターネットユーザ（市民）および職員は、ユーザごとにアクセス可能なアプリケーション機能が制限されること。
  - 業務処理に必要なユーザアカウントは、権限付与などの運用性やセキュリティ上の観点から必要最小限にし、ユーザ個々に割り当てているアカウントを直接使用しないこと。
- 暗号化
  - データベース、ファイルとも、機密性の高いデータは、暗号化を施すこと。性能要件に影響が出る場合は別途当市担当者と協議すること。
- 監査
  - システム監査/OSレベルでのアクセス監査（証跡採取）
  - データベース監査（証跡採取）

3.1.6 保守・運用要件

- 対象期間中、本システムの運用を実施できる体制であること。
- システム障害等の不具合が発生した場合は、速やかに不具合解消の対応を行えること。
- 本市担当者からの操作、運用上の問い合わせについて、E-Mailによりサポートを行えること。
- 登録されたファイルやデータをバックアップする仕組みを提供すること。
- 障害時にはバックアップ時までデータを復元可能なこと。

3.1.7 ネットワーク要件

- インターネットとの接続経路を有すること。
- オープンデータ公開のためのパブリックIPアドレス、およびパブリックなドメイン名を公的機関に要請し、割り当てること。
- セキュリティを十分に考慮したネットワーク構成であること。

3.1.8 ハードウェア要件

- ハードウェアが必要な場合は、本システム要件を満たすハードウェア構成であること。
- 次年度以降をふまえ、拡張性に富むハードウェア構成であること。

3.1.9 ソフトウェア要件

- 基本ソフトウェアは、標準化団体によって定められた公的な標準技術、またはデファクトスタンダードな技術を採用すること。

3.1.10 品質要件

- 実施計画書に基づき、委託範囲の成果物に関する品質を管理すること。

3.1.11 テスト要件

- レスポンスタイム測定・検査

・ レスポンスサイズ測定・検査
・ システム時刻同期の検査
・ Webアプリケーション負荷テスト

3.1.12 クライアント要件

・ パソコンから使用する場合の動作環境は以下のとおり。
  ➢ ＯＳ　：Windows XP　以降
  ➢ ブラウザ：Internet Explorer、Safari、Chrome、Firefoxの各最新版。
・ 一部の機能については、タブレットやスマートフォン等のモバイル端末からも利用できるものであること。

3.2 オープンガバメントプラットフォーム

3.2.1概要

オープンガバメントプラットフォーム（以下OGPと略記）は、自治体が保有する行政文書、統計情報、防災情報、観光情報などの生活関連情報をインターネット上に公開して、行政の透明性、住民参加および経済活性化を目指すための、オープンデータを利活用するプラットフォームである。

本事業は、さまざまな生活関連情報を市民生活の基盤である地図に紐づけ、更に市民からの情報も蓄積し紐づけに反映する仕組みを提供することで、生活環境の向上や行政サービスのスピードアップ、地域の歴史や文化と行政の融合による地域価値の再発見、住民の連帯感や参政意識の向上を図る取り組みである。OGPは本事業の中核として、使用する全ての情報をデータ化して保有し、インターネットなど公共のネットワークから容易かつ安全に利用可能な形式で提供する仕組みとなる。またOGPの提供情報の充実は、上述の意義に加え民間企業によるさまざまなサービスの提供を促し、OGP自体の運営拡充が生む新しい雇用も含めて、地域行政を核とした新しいビジネスモデルの創出へと繋がる。

OGPは、自治体が保有する行政文書、統計情報、防災情報、観光情報などの生活関連情報（文書ファイル）と、当該文書から抽出した“地図”に紐づけるための情報（住所情報や地名情報など位置に関連する情報）、それら情報への付加情報（有効期限や情報公開レベルなど）をデータとして保持し公開する仕組みを持つ。また公開データの生成のために、生活関連情報（文書ファイル）の登録管理や地図に紐づけるための情報抽出、付加情報の登録管理などの行政職員や市民向けの機能を有する。なおこれら機能は、「なんらかのきっかけで自動処理を行う機能(バッチ)」と、「部品（WebAPI）として提供し他の機能（アプリケーションプログラム）から利用することを想定した機能」から構成される。

用語の定義
・ 情報公開ファイルとは、自治体が情報公開する行政文書のことである。
・ オープンデータとは、自治体や企業がインターネットなどの公共環境で公開する2次利用可能かつ機械処理可能な形式のデータのことである。
・ メタデータとは、ファイルの内容を表すキーワードや公開期間などのファイルに対する付加情報のことである。
・ RDF（Resource Description Framework）とは、オープンデータの標準的な記述形式の一つである。
・ WebAPIとは、独立した機能を提供するアプリケーションをインターネットなどのWeb技術を基盤とした環境を通してコンピュータプログラムから利用するためのインタフェースのことである。

3.2.2要求機能

OGPの要求機能は自動処理を行う機能(バッチ)と、部品として提供する機能である。なお、部品として提供する機能は、安心・安全情報提供システムと職員ポータルシステム、および将来は認証された外部システム、から利用することを想定している。OGPの要求機能は以下である。

a. 情報公開ファイルの管理

- 情報公開ファイルの登録、変更、削除。
- 情報公開ファイルのフォルダ形式での管理。
- 情報公開ファイルの非公開の設定・設定解除。なお非公開の設定は2種類あり、1つは個人情報を含むファイル参照が制御可能なこと。もう１つは日時を指定した期間設定が可能なこと。日時は日本標準時（JST）を使用とする。
- 情報公開ファイルへのメタデータの追加、変更、削除。
- 情報公開ファイルへの全文検索とメタデータ検索。なお検索はテキスト情報を入力とし対象となる情報公開ファイル名および参照先を出力とする。

b. オープンデータの作成と加工

- 住所に関する情報の抽出
  情報公開ファイル管理機能で登録された情報公開ファイルから、住所情報、地名情報など住所に関連する情報の抽出と、処理結果のCSVファイル（情報公開ファイルのメタ情報ファイル）への出力。また、処理結果を校正する機能（一時保存、参照、変更）。
- 住所に関する情報の変換
  CSVファイル（情報公開ファイルのメタ情報ファイル）に記述されている住所情報、地名情報の緯度経度情報への変換と、処理結果のCSVファイル（ジオコーティングファイル）への出力。
  市民からの登録で入力された緯度経度情報の住所情報への変換と、処理結果のCSVファイル（逆ジオコーティングファイル）への出力。
  また、処理結果（住所と緯度経度の対応情報）の校正機能（登録、変更、削除）。
- 公開用データの作成
  情報公開ファイルのメタ情報ファイルとジオコーディングファイル、逆ジオコーティングファイルを使用しRDF形式のデータの生成。

c. オープンデータの管理

- オープンデータの登録、変更、削除。
- オープンデータに非公開の設定・設定解除。なお非公開の設定は2種類あり、1つは個人情報を含むデータ参照が制御可能なこと。もう１つは日時を指定した期間設定が可能なこと。日時は日本標準時（JST）を使用とする。
- オープンデータのキーワード、属性（地図カテゴリ、緯度経度範囲、公開期間など）により検索。指定により非公開データを除いた検索。

3.3　安心・安全情報提供システム

3.3.1 概要

安心・安全情報提供システムとは、今回システムにおいて地図を情報表現の手法として採用する、利用者への情報表示箇所である。クライアントには特別なソフトウェアをあらかじめ用意する必要なく、WEBブラウザだけで完結できることが求められる。

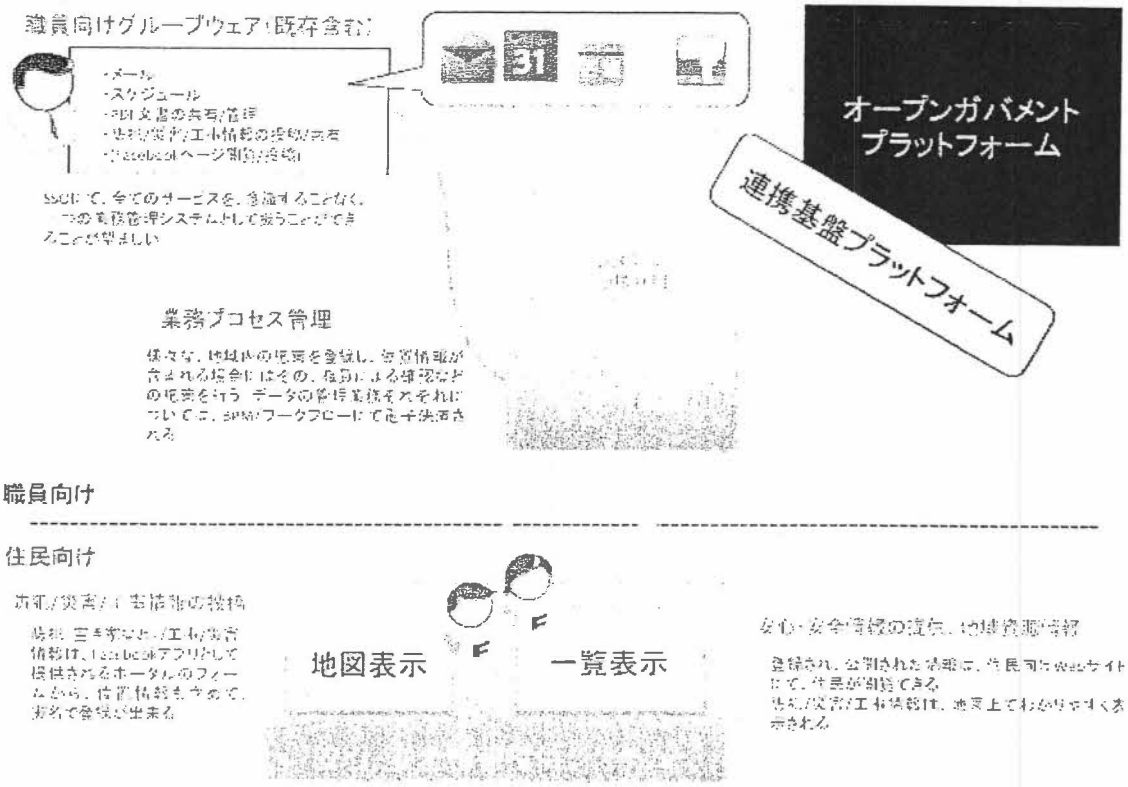

3.3.2 要求機能

以下の機能を満たすこと。

a. データ連携機能

・ 取り扱う情報は連携基盤プラットフォームの認証機能およびデータの取得APIを利用してオープンガバメントプラットフォームより得ること。

b. 地図表示機能

・ WEBブラウザ上に地図表示を行い、利用者へ地図の拡大縮小および移動を行う機能を提供すること。
・ 地図上に、防犯、災害、工事ほか様々な安心・安全に関わる情報に含まれる位置情報に応じてアイコン表示できること。
・ 利用者が選択操作したアイコンが示す安心・安全に関わる情報の詳細内容を表示できること。
・ 市の保有する法定図書を投入し背景地図として表示できること。ただし法定図書のコンテンツ制作は今回範囲外とする。

c. 情報検索機能

・ 利用者による検索条件操作を受付け、検索実行結果の一覧表示機能を提供すること。
・ 情報の性質によって必要となりうるプライバシーへの配慮のために、統計的に複数情報を集約的に表示する機能を提供すること。

d. 住民通報の受付機能

・ 住民より防犯、災害、工事ほかの情報の提供を受け付ける。情報の提供は地図上での表示に資する住所や緯度経度等に表現される位置情報および課題の種類、状況が含まれ

るほか、現場写真データのアップロードも受け付けるようにすること。

- 本システムにおける住民との情報連携には、モラルハザードの観点より匿名ではなく実名が望ましい。よって、利用者は匿名ではなく、実名で利用することが促されるような認証機能/環境下にて本システムに対し情報提供が行われるようにすること。
- 認証した利用者、時間、その他実名利用を促されるような認証機能によって得られるその他情報についてログ記録すること。

e. 汎用プラットフォームとしての機能

- 後述する職員ポータルシステムの提供する機能と協調して、取り扱うデータの表示および操作全般に対して、データ種類が変わろうとも追加的なシステム開発を必要とせずに、運用作業範囲にて柔軟な対応を施すことができる汎用機能を実現すること。

3.4 職員ポータルシステム

3.4.1 概要

今回システムにおいて、システム運用者が利用する機能提供を行う箇所である。想定利用者は市職員もしくは委託された事業者となる。

安心・安全情報提供システムが地域住民や関連各所に提供する情報は、当然に行政においても活用が可能と推定される。しかし行政においては一般公開時とは異なり、より詳細な、集約統計となっていない加工前の情報を利用する事も期待されている。さらには情報公開に係る業務自体や、公開情報への住民からの問い合わせ対応など、新たに発生する業務を想定するが、今回システムの導入によって市職員への業務負荷が著しく増加する事は望まれる事ではなく、また熟練度が低い実施者に対しても優しい管理運用機能を提供する必要がある。

今回はすでに当市にて導入済みのグループウェアであるGoogle Appsと連携すること、および新規にクラウドBPM（業務プロセス管理ツール、またはワークフロー）製品の採用による実現が望まれる。

3.4.2 要求機能

以下の機能を満たすこと。

a. 職員の管理操作画面の提供

- 職員が、各情報について公開・非公開の設定を行う画面および処理を提供すること。設定はAPIを通じてオープンデータプラットフォームを操作することとなる。
- 職員が、任意の情報の参照・登録・変更・削除を行う画面および処理を提供すること。
- 職員が、登録されているファイルについて、 全文検索やタグ検索などの検索を行う画面および処理を提供すること。
- 職員が、 情報公開ファイル管理に登録されているファイルについて、 公開開始の期日を指定した公開を行う画面および処理を提供すること。

b. ユーザー管理機能

- 指定ユーザに対して、管理者としての特権を与える機能、特権の内容を制限したり停止を行ったりする機能を提供すること。
- 住民からの報告登録など、職員として対応すべき事象がシステムに生じた場合に、メールもしくは同様のメッセージ機能にて適切な担当者へ通知を行うこと。

c. グループウェア連携機能

- 日付のある情報について、簡便な操作にて当市導入済みのGoogleカレンダーに書き出しを行うこと。
- あらかじめ用意されたテンプレートによって、検索情報とあわせて文書を生成する機能

を提供すること。

d. BPM連携機能

- 地図上に公開表示する情報について、庁内の意思決定者による承認プロセスを挟み込んでの実行ができること。
- 安心・安全情報提供システムが提供する情報状態管理機能と連携して、情報の状態変更が行える機能を提供すること。
- BPM本来の用途として、一般的なワークフロー、プロセス管理の機能を提供し、今回趣旨の機能とあわせて職員によるシステム利用頻度を高め、業務効率を上げられるようにすること。

3.5 災害情報提供システム

3.5.1 概要

災害情報提供システムとは、災害発生時の職員安否確認や参集可否を収集するほか、市役所に通報される被害情報や、避難所の開設可否に関する情報を登録することで、部署ごとに散在してしまう情報を一元的に管理し、災害対応を迅速に行なうことを支援するものである。また平常時からも備蓄倉庫にある備蓄物資や資材の在庫を管理し、災害時の迅速かつ効率的な物資の配布を支援するものである。

今回システムにおいては、災害情報提供システムは庁内での情報共有および災害対策本部の意思決定に資するシステムとしての役割を担い、市民に対しての公開が有用と考えられる情報については、OGPに情報を提供することで、安心安全情報提供システムでの公開を可能とする。

3.5.2 機能要件

a. データ管理機能

- 組織・ユーザ・施設・倉庫等のマスタデータを作成・更新・削除できること。
- 組織・ユーザ・施設・備蓄品等のデータをCSVファイル等にて一括登録できること。

b. 被害情報等管理機能

- PC・携帯電話から被災地点の住所や通報内容等の情報、および画像ファイルを登録できること。
- 被害事案ごとの情報を印刷できること。
- 被害情報を検索し、条件にあった事案を一覧表示できること。
- 一覧表示された被害情報をCSVファイルにて出力できること。
- 消防庁4号様式（その2）の様式に合わせて集計し、集計値を編集・保存できること。

c. 施設情報（避難所等）管理機能

- PC・携帯電話から避難所等の情報（開設情報、ライフライン被災情報、避難者数等）を登録できること。
- 施設情報を検索し、条件にあった事案を一覧表示できること。
- 登録された情報は履歴を保持し、都度、参照できるようにすること。
- 一覧表示された施設情報をCSVファイルにて出力できること。

d. 備蓄情報管理機能

- 倉庫ごとに、備蓄物資の入庫・出庫・移動を管理し、在庫数を自動計算できること。
- 備蓄物品の品目名や単位などを自由に入力できること。
- 入出庫の履歴を保持できること。

・　備蓄物資情報を検索し、条件にあった情報を一覧表示できること。
・　一覧表示された備蓄物資の情報をCSVファイルにて出力できること。

e.　地図情報連携機能
・　被害情報、施設情報、倉庫などを地図上に表示できること。
・　住所フリーワード、駅名、郵便番号などから検索ができること。

f. 職員安否・参集情報管理機能
・　職員の携帯電話メールアドレスに対し、一斉に安否確認メールおよび参集指示メールを送信できること。
・　職員はメールを受信後、IDとパスワードの入力なしに報告を行えること。
・　職員は携帯電話から、本人安否や参集可否などの報告を行えること。
・　職員のメールアドレスは画面から閲覧できないよう配慮すること。
・　報告の集計結果をCSVファイルで出力できること。

3.5.3 システム追加要件

以下の保守・運用の追加要件を満たすこと。
・　システムの運用を24時間365日実施できる体制であること。（事前協議により当市担当者が承諾した場合を除く。）
・　システム障害等の不具合が発生した場合は、速やかに不具合解消の対応を行えること。

4　事業推進体制

4.1 事業推進体制について

武雄市側は以下のような体制で事業推進を実施する予定である。

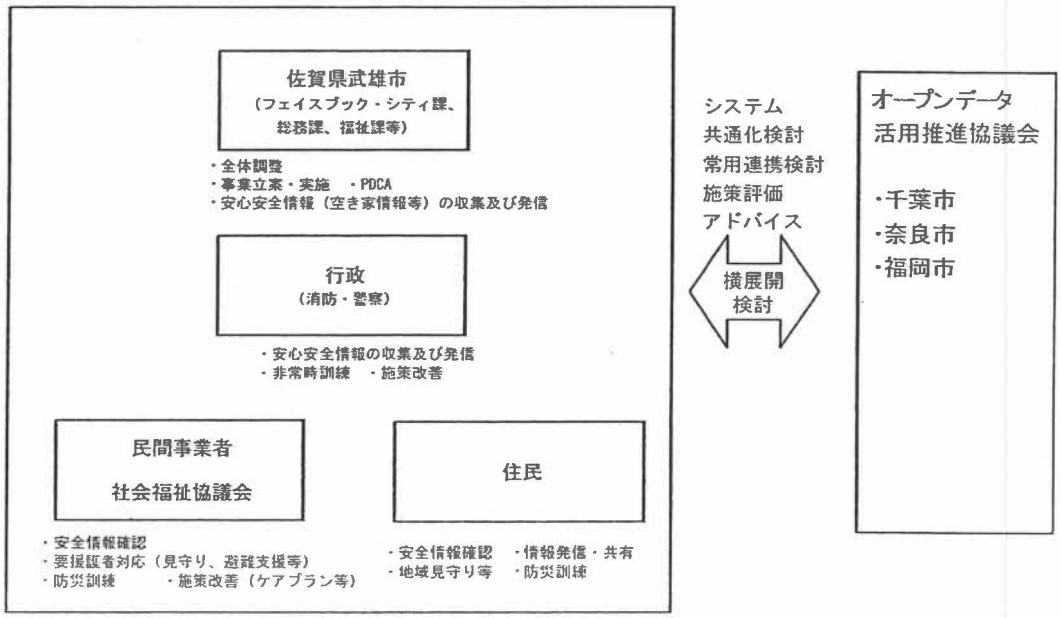

4.2 事業者の体制について

・　プロジェクトチームの編成
　➢　本システムの構築フェーズの責任者として、プロジェクト全体を十分に管理可能な者を担当とすること。なお、契約者は速やかに体制図を提出すること。

- 必要な技術者の技術・資格・人数
  - 本システムの実施設計を成功裡に完成させることが可能な能力と人員をチームとして編成すること。
- 当市とのコミュニケーション機能
  - 通常および緊急時において迅速な連絡を可能とすること。
- プロジェクトリーダーおよびメンバーの責任・権限
  - プロジェクトリーダーおよびメンバーの責任・権限を明確にすること。さらに、問題等発生時の対応体制を明確にし、その責任者名を明確にすること。

4.3 プロジェクト管理について

プロジェクト管理については以下を考慮の上、適切な管理方法を提案・実施すること。

- 進捗報告
  - 最低でも月1回の定例報告会を行い、現在の状況・今後発生しうるリスクを共有できるようにすること。
- レビュー
  - スケジュール上、適切なタイミングでそれぞれに受注者内で適正なレビューを実施すると共に、当市に対してレビュー会を計画・実施すること。

5 請負期間

- 契約締結の日から平成26年3月31日まで

6 受託者に求める要件

受託の前提として、受託者は以下の要件を満たすものとする。

- 当仕様書記載の実施内容を請負期間において遂行可能な体制を組成すること。
- 適切な進捗管理を行うことができる十分な体制を確保すること。
- 佐賀県内に本社を置くこと。または、佐賀県内のIT関連企業と共同企業体を構成すること。
- 情報セキュリティについて、ISO/IEC等国際的な規格群のうち情報セキュリティマネジメントに関する認証を得ていること。尚、プライバシーマークの取得では要件を満たさない。（共同企業体の場合は、構成会社のうち最低一社の認証を必須とし、その会社が情報セキュリティの確保について責任を持って対応できる体制となっていること）
- 個人情報保護に関する相当程度の知見を有すること。
- 地域ポータルサイト及び職員ポータルにおける一定の知見・実績を有すること。（職員ポータルについては所謂社内ポータルの実績でも可とする）
- 同規模程度の国の実証事業の参加実績があること
- 地域ポータルサイトにおける企画、コンテンツ作成、サイト構築までの行程を一貫して実施可能であること。
- 本事業の汎用的展開を実施可能な者であり、当該分野に関して継続した活動実績を有するものであること。

7 成果物

7.1 納入成果物の仕様

本請負業務の実施結果を踏まえた①成果報告書、②情報通信システム設計書、③成果検証データを電子媒体にて、武雄市役所つながる部フェイスブック・シティ課に提出すること。

7.2　納入期限

平成26年3月31日

7.3　報告書の様式

- 報告書10部（形式：総務省指定のフォーマットによる）
- 報告書（概要版）（形式：パワーポイント）
- 電子ファイル 1式

8　知的財産権等

8.1　機密保持

本仕様書に基づく作業等において、武雄市が開示した行政上の情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、当該情報を第三者に開示する必要がある場合には、当市担当者と事前に協議し承認を得ること。

8.2　著作権

成果物の所有権及び著作権は武雄市と受託者双方に帰属するものとする。ただし、本委託事業実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

9　予算

１１１，１７６千円以内（消費税等込み）

10　その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、武雄市及び受託者で協議の上、決定する。

武雄市告示第 68 号

次のとおり武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業企画提案競技を実施するので告示する。

平成25年5月13日

武雄市長　　樋渡　啓祐

武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業
企画提案 実施要領

1. 目的

「地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業」として武雄市が総務省から受託している「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業」について、効率的で効果の高い事業が実施できるように価格と質を総合的に評価する。

2. 企画提案協議の内容

1) 委託業務名

サイト基盤構築・コンテンツ開発及び地域コンテンツ開発業務

2) 業務の内容等

「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業委託仕様書」による

3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

4) 担当部局（企画提案競技事務局）

武雄市 つながる部 フェイスブック・シティ課 情報係 係長　古川　慎治
〒843-8639　佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1
TEL：0954-23-9121（フェイスブック・シティ課直通）／FAX：0954-23-3816（代表）
E-mail：s-furukawa@city.takeo.lg.jp

3. 企画提案協議の参加資格

事業の趣旨と内容を十分理解し、モデル事業の受託者として、仕様及び提案内容の確実な実施、及び当該事業の普及促進に協力することが可能な業者を対象とする。

4. 企画提案競技の参加について

1) 参加希望書の提出

企画提案競技に参加を希望する場合は、武雄市事務局と事前協議を行ったうえで、「参加希望書」（別紙様式1）に以下の必要書類を添えて5月24日（金）午後5時（必着）までに提出すること。

・ 会社概要及び業績のわかる資料（株主向けの公開資料等）
・ 公共機関等からの類似事業の受託実績一覧（公共機関名等、受託内容、期間を明記のこと）

2） 事前協議について

参加を希望する場合は、5月17日(金)17時までに事前協議の希望日時を武雄市事務局までメールで連絡すること。(事前協議を行わない場合は競技に参加できません)

なお、この際に、「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業委託仕様書」の「6 受託者に求める要件」を満たしていることを証明できるものをメールに添付すること。

また、本事業及び仕様書等への一切の質問は事前協議にて受け付けることとする。

ただし、「6 受託者に求める要件」に関する事項はこの限りではない。

5. 企画提案書の提出

1） 提出物及び部数

① 企画提案申請書（別紙様式2）1部

② 企画提案書（A4版）8部（併せてPDF形式でのデータも提出すること）

※様式任意。提案書には以下の内容を含むこと。

・ 仕様書に基づく企画提案
・ モデル事業としての先進提案
・ 事業の実施体制
・ プロジェクト管理方法、体制
・ コスト積算内訳（イニシャルコストと平成26年3月末までのランニングコスト）
・ 事業実施のスケジュール（平成26年3月末まで）
・ 事業期間終了後（平成26年4月以降）の事業継続に関する提案
・ 仕様書に含まれない内容のオプション提案（コスト発生の有無も明記のこと）

2） 提出期限

平成25年5月24日（金）　17時必着

3） 提出場所

武雄市役所 つながる部 フェイスブック・シティ課

〒843-8639　佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1

6. プレゼンテーション（ヒアリング）実施

1） 日時

平成25 年5月27日（月）午後13時から（予定）

※応募者多数の場合、開始時間を変更する場合がある。

2） 場所

武雄市役所

3） 内容

① 提案内容に関して 15 分以内で説明を受けた後、選定委員による質疑応答を約 15 分程度実施する

② ヒアリングの順番は、企画提案書の提出順（受付順）とする。なおヒアリング開始予定時刻と集合時刻は別途通知する

③ 説明にあたっては、必要な機材は提案者で準備すること

7. 発注業者の選定方法

① 別に設置する選定委員会において選定するものとし、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする

② 契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う

8. 本業務に関する留意点

① 本委託業務において作成された報告書等の成果物の著作権は武雄市に帰属する

② 企画提案書の作成、提出等にかかる費用は、提案者の負担とする

③ 提出された企画提案書は返却しない。また、提出された企画提案書は提案者に無断で使用せず、非公開とするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する

武雄市告示第　６８　号

次のとおり武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業企画提案競技を実施するので告示する。

平成25年5月13日

武雄市長　　樋渡　啓祐

武雄市地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業
企画提案 実施要領

1. 目的

「地域経営型包括支援クラウドモデル実証事業」として武雄市が総務省から受託している「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業」について、効率的で効果の高い事業が実施できるように価格と質を総合的に評価する。

2. 企画提案協議の内容

1) 委託業務名

サイト基盤構築・コンテンツ開発及び地域コンテンツ開発業務

2) 業務の内容等

「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業委託仕様書」による

3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

4) 担当部局（企画提案競技事務局）

武雄市 つながる部 フェイスブック・シティ課 情報係 係長　古川　慎治
〒843-8639　佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1
TEL：0954-23-9121（フェイスブック・シティ課直通）／FAX：0954-23-3816（代表）
E-mail：s-furukawa@city.takeo.lg.jp

3. 企画提案協議の参加資格

事業の趣旨と内容を十分理解し、モデル事業の受託者として、仕様及び提案内容の確実な実施、及び当該事業の普及促進に協力することが可能な業者を対象とする。

4. 企画提案競技の参加について

1) 参加希望書の提出

企画提案競技に参加を希望する場合は、武雄市事務局と事前協議を行ったうえで、「参加希望書」（別紙様式1）に以下の必要書類を添えて5月24日（金）午後5時（必着）までに提出すること。

・ 会社概要及び業績のわかる資料（株主向けの公開資料等）
・ 公共機関等からの類似事業の受託実績一覧（公共機関名等、受託内容、期間を明記のこと）

2） 事前協議について

参加を希望する場合は、5月17日(金)17時までに事前協議の希望日時を武雄市事務局までメールで連絡すること。(事前協議を行わない場合は競技に参加できません)

なお、この際に、「武雄市地域安心・安全情報提供業務事業委託仕様書」の「6 受託者に求める要件」を満たしていることを証明できるものをメールに添付すること。

また、本事業及び仕様書等への一切の質問は事前協議にて受け付けることとする。

ただし、「6 受託者に求める要件」に関する事項はこの限りではない。

5. 企画提案書の提出

1） 提出物及び部数

① 企画提案申請書（別紙様式2）1部

② 企画提案書（A4版）8部（併せてPDF形式でのデータも提出すること）

※様式任意。提案書には以下の内容を含むこと。

・ 仕様書に基づく企画提案
・ モデル事業としての先進提案
・ 事業の実施体制
・ プロジェクト管理方法、体制
・ コスト積算内訳（イニシャルコストと平成26年3月末までのランニングコスト）
・ 事業実施のスケジュール（平成26年3月末まで）
・ 事業期間終了後（平成26年4月以降）の事業継続に関する提案
・ 仕様書に含まれない内容のオプション提案（コスト発生の有無も明記のこと）

2） 提出期限

平成25年5月24日（金） 17時必着

3） 提出場所

武雄市役所 つながる部 フェイスブック・シティ課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1

6. プレゼンテーション（ヒアリング）実施

1） 日時

平成25 年5月27日（月）午後13時から（予定）

※応募者多数の場合、開始時間を変更する場合がある。

2） 場所

武雄市役所

3） 内容

① 提案内容に関して 15 分以内で説明を受けた後、選定委員による質疑応答を約 15 分程度実施する

② ヒアリングの順番は、企画提案書の提出順（受付順）とする。なおヒアリング開始予定時刻と集合時刻は別途通知する

③ 説明にあたっては、必要な機材は提案者で準備すること

7. 発注業者の選定方法

① 別に設置する選定委員会において選定するものとし、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする

② 契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う

8. 本業務に関する留意点

① 本委託業務において作成された報告書等の成果物の著作権は武雄市に帰属する

② 企画提案書の作成、提出等にかかる費用は、提案者の負担とする

③ 提出された企画提案書は返却しない。また、提出された企画提案書は提案者に無断で使用せず、非公開とするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する